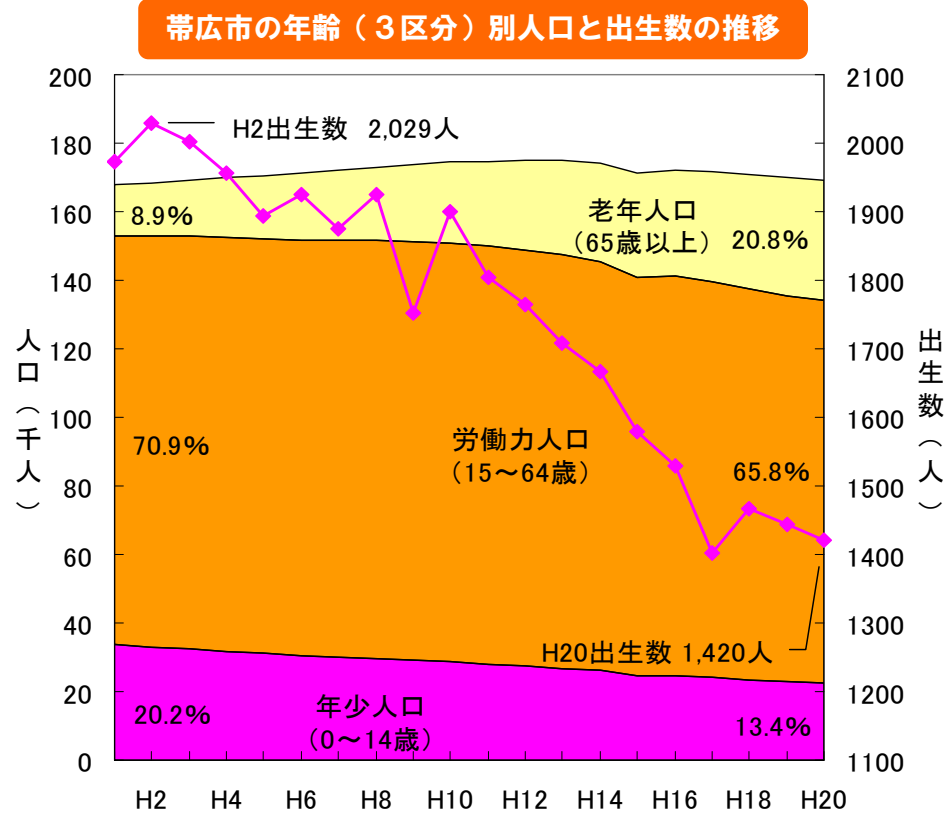


帯広市の現状と課題



子どもの権利の尊重
 すべての子どもが持つ権利が尊重される社会の実現
 子どもの虐待防止と連携支援

母子保健・子育て支援
 妊娠・出産・育児に喜びとゆとりが持てる環境づくり
 身近な地域で子育てを支え合う環境づくり

保育サービス・企業の取組み
 子育てと仕事の両立を支援する多様な保育サービスの充実
 育児休業制度の普及促進など、子育てを支援する企業の拡大

住環境・安全確保
 安心して子育てができる住環境整備
 子どもが事故や犯罪に巻き込まれない取組みの推進

青少年の健全育成
 社会で生きる力や創造力を身につけていくための取組みの充実
 未来をきり拓く青少年一人ひとりの健やかな成長支援

子どもの権利条約

世界中の子どもの権利を守るために、平成元(1989)年の国連総会で『児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)』ができ、日本は平成6(1994)年に、この条約を批准しました。
 この条約では、「子どもの最善の利益」を保障する国や大人の責任を定めるとともに、守るべき子どもの権利を次の4つにまとめています。

4つの柱

1. 生きる権利

- 防げる病気などで命をうばわれないこと。
- 病気やけがをしたら治療を受けられることなど。

2. 育つ権利

- 教育を受け、休んだり遊んだりできること。
- 考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることなど。

3. 守られる権利

- あらゆる種類の虐待(ぎゃくたい)や搾取(さくしゅ)などから守られること。
- 障害のある子どもや少数民族の子どもなどはとくに守られることなど。

4. 参加する権利

- 自由に意見をあらわしたり、集まってグループをつくったり、自由な活動をおこなったりできることなど。

おびひろこども未来プラン

目的
 子どもたちが健やかに育つことのできる地域社会や安心して子どもを産み育てることができる環境づくりに地域社会全体で取り組むため、本計画を策定

基本理念
 子どもたちが夢と希望にあふれ健やかに育つまち おびひろ

位置づけ
 (1) 第六期帯広市総合計画の分野計画
 (2) 次世代育成支援対策推進法に基づく後期市町村行動計画

計画期間
 平成22年度から平成31年度までの10年間
 (次世代育成支援対策推進法に関わる部分は平成26年度までの5年間)

視点

視点1
親子が共に成長する

視点2
次代の人づくり

視点3
社会全体で支える



おびひろこども未来プラン 平成22年3月策定 帯広市こども未来部こども課
 〒080-8670 帯広市西5条南7丁目1番地 TEL(0155) 65-4158 FAX(0155) 23-0155 E-mail:children@city.obihiro.hokkaido.jp
 おびひろこども未来プランの詳しい内容は、帯広市のホームページをご覧ください。http://www.city.obihiro.hokkaido.jp/

子どもの歯の健康を保つため、歯科健診・フッ素塗布や保健指導、かかりつけ歯科医の推進など、歯科保健活動をすすめます。

基本目標Ⅱ 指標名	基準年(H19)	目標年(H31)
3歳児のむし歯保有率	27.6%	20.0%

健康診査、相談機能、情報提供の充実や医療費の一部助成を行い、乳幼児等の健康の保持増進をすすめるとともに、予防接種を実施し、感染症の予防をすすめます。

基本目標Ⅱ 指標名	基準年(H19)	目標年(H31)
麻疹の予防接種率	89.2%	95.0%

子育てで家庭の育児力を高めるため、地域の力の活用をはかり、地域で支えるしくみづくりをすすめます。

基本目標Ⅱ 指標名	基準年	目標年(H26)
ファミリーサポートセンター事業	-	1所

子育てに関わる市民ボランティアやボランティア団体・企業との協働により、親子で文化に触れる機会を提供します。

基本目標Ⅱ 指標名	基準年(H20)	目標年(H26)
子育てに関わる市民・団体ボランティア登録数	83人 6団体	100人 10団体

育児不安や悩みを抱える家庭などに対し、相談窓口の設置や家庭訪問などにより、相談対応や育児支援を充実します。

基本目標Ⅱ 指標名	基準年(H19)	目標年(H31)
乳児家庭への訪問率	37.6%	85.0%

子育ての相談や子育て中の親子の仲間づくりなど、地域で子育てを支える地域子育て支援センター及びその中核となる子育て支援総合センターの機能を充実します。

基本目標Ⅱ 指標名	基準年(H19)	目標年(H31)
子ども1人当たりの子育て支援センター等の利用回数	10.2回	12.0回

保育所や幼稚園を活用し、乳幼児期に様々な人とふれあう機会を拡大するため、地域のお年寄りとの交流や小・中・高校生の保育体験など、世代間・異年齢交流をすすめます。

基本目標Ⅱ 指標名	基準年(H21)	目標年(H26)
異年齢や世代間交流をすすめる保育所・幼稚園数	24所	28所

適時な子育て情報を提供するため、子育てメール通信を充実します。

基本目標Ⅱ 指標名	基準年(H20)	目標年(H31)
子育てメール通信の利用率	23.8%	60.0%

親子と一緒に保育所給食を体験できる場の提供や、栄養士による学校訪問指導など、食に対する正しい知識と望ましい食習慣が身につくよう食育に取り組みます。

基本目標Ⅱ 指標名	基準年(H20)	目標年(H26)
食育講習会年間開催回数	14回	30回

北海道が設置をすすめている母子家庭等就業・自立支援センターを誘致し、就労に関する相談、技能習得、情報提供に至るまでの一貫した就労支援サービスを提供します。

基本目標Ⅱ 指標名	基準年(H18~20)	目標年(H31)
母子家庭等自立支援制度利用者の就労率	67.3%	72.0%

子どもたちが夢と希望にあふれ 健やかに育つまち おびひろ



家族や友人関係、虐待や性の悩み、育児や子どもの発達に関することなど、相談体制を充実するとともに、市民への周知をすすめます。

基本目標Ⅰ 指標名	基準年(H19)	目標年(H31)
要保護児童の相談件数	190件	520件

5つの基本目標に沿って
36の目標値を設定し
取り組みをすすめます。

誕生

3歳

6歳

9歳

12歳

15歳

18歳

基本目標Ⅰ. 子どもの権利を尊重する

I-1.子どもを守る体制整備 (1)人権の啓発活動の推進 (2)子どもの相談体制の充実 (3)子どもを守る組織づくり
I-2.子どもの虐待防止の推進 (1)子どもの虐待防止の推進

基本目標Ⅱ. 安心して生み育てられるしくみをつくる

II-1.おやこの健康支援 (1)妊娠から出産までの健康支援 (2)子どもの健康づくり

II-2.すべての子育てで家庭への支援

(1)地域で支えるしくみづくり
(2)一人ひとりへの子育て支援
(3)多子世帯への子育て支援

II-3.地域の子育て拠点の充実

(1)子育て支援センター等の充実
(2)保育所や幼稚園での子育て支援

II-4.親育ち支援

(1)親の学びの場の充実 (2)わかりやすい情報の発信

II-5.健やかな身体をつくる食育の推進

(1)食事から学ぶ健康づくり (2)畑から学ぶ安全な食物づくり

II-6.子どもの発達支援

(1)健やかな発達の支援 (2)生活の支援

II-7.ひとり親家庭等への支援

(1)自立の支援 (2)生活の支援

Ⅲ 1 保育所の充実
(1) 充実した保育サービスの推進
(2) 施設環境の充実

Ⅲ 2 幼稚園・保育園の充実
(1) 幼児・児童の発達支援
(2) 幼児・児童の生活支援

基本目標Ⅳ. 未来をきり拓く人を育てる

IV-1.子どもの居場所づくりの推進

(1)子どもの居場所づくりの拡充
(2)実施団体の活動支援

IV-2.青少年の体験活動等の機会の充実

(1)体験活動機会の充実 (2)児童会館機能の充実
(3)文化・スポーツ活動の推進 (4)国際交流の推進

IV-3.青少年の社会参加支援

(1)社会参加活動の支援 (2)ジュニアリーダーの養成
(3)自主活動の奨励

IV-4.青少年の成長を促す育成活動の推進

(1)学校における育成活動の推進
(2)地域における育成活動の推進

IV-5.青少年の非行防止対策の推進

(1)啓発活動の推進 (2)社会環境の浄化活動の推進
(3)街頭巡回指導等の推進

基本目標Ⅲ. 子どもの成長や子育てと仕事の両立を支援する

Ⅲ-4.子育てにおける男女共同参画の推進 (1)女性の人権尊重と子育てにおける男女共同参画の推進に向けた意識改革 (2)男女がともに働きやすい環境づくり
Ⅲ-5.子育てを支援する企業の拡大 (1)子育てにやさしい企業の拡大 (2)子育て応援事業所の普及

基本目標Ⅴ. 子どもと子育てにやさしいまちをつくる

V-1.快適な都市環境の整備 (1)ユニバーサルデザインの普及 (2)子どもにやさしい都市基盤の整備 (3)安全な子どもの遊び場の確保 (4)子育てに配慮した建物の整備
V-2.子どもの安全確保 (1)子どもの安全を確保する体制の整備 (2)子どもの安全啓発の推進

誕生

3歳

6歳

9歳

12歳

15歳

18歳

夜間における防犯や通行の安全をはかるため、町内会や商店街と協力して防犯灯の設置をすすめます。

基本目標Ⅴ 指標名	基準年(H19)	目標年(H31)
防犯灯の新設灯数	-	675灯

市民との協働により安全で利用しやすい身近な公園や緑地の整備をすすめます。また、遊具などを適切に管理し、安全で安心して遊べる環境づくりをすすめます。

基本目標Ⅴ 指標名	基準年(H19)	目標年(H31)
歩いている身近な緑の充足率	78.3%	83.0%
都市公園のバリアフリー化率	35.4%	50.0%

青少年の不良行為や問題行動の早期発見、非行の未然防止をはかるため、関係機関や地域住民などと連携した街頭巡回指導をすすめます。

基本目標Ⅴ 指標名	基準年(H17~19)	目標年(H31)
巡回指導による不良行為等の被指導者数	37人	29人

市民や事業者、関係機関などと連携し、ユニバーサルデザインの意識啓発や普及促進に取り組めます。

基本目標Ⅴ 指標名	基準年(H17~19)	目標年(H31)
ユニバーサルデザインに関する講座等への参加者数	234人	370人

保育所の入所希望に対応した低年齢児の入所枠の確保や低所得者層、多子世帯などの保育料の軽減に努めます。

基本目標Ⅲ 指標名	基準年(H21)	目標年(H26)
認可保育所入所児童数	2,471人	2,473人
低年齢児入所児童数	787人	916人
家庭的保育受入枠	-	24人
へき地保育所入所児童数	206人	185人

預かり保育や特別な支援を必要とする子どもの受け入れなど、新たな市民ニーズに対応した特色ある幼稚園教育を支援します。

基本目標Ⅲ 指標名	基準年(H20)	目標年(H26)
幼稚園の預かり保育児童数	198人	641人

延長保育、休日保育、一時保育など、市民生活の多様化に対応した保育所保育サービスを充実します。

基本目標Ⅲ 指標名	基準年(H21)	目標年(H26)
延長保育実施保育所数	20所	26所
休日保育受入枠 休日保育実施保育所数	15人 1所	30人 2所
一時保育受入枠 一時保育実施保育所数	30人 2所	45人 3所
病後児保育受入枠 病児保育受入枠	4人 -	4人 2人

保育所や幼稚園の保育料を軽減し、幼児期の教育機会の拡大をはかります。

基本目標Ⅲ 指標名	基準年(H19)	目標年(H31)
保育所・幼稚園の利用率	55.2%	57.5%

子どもの生活や発達の連続性を踏まえ、幼稚園、保育所、児童保育センター、小学校との連携をすすめます。

基本目標Ⅲ 指標名	基準年(H20)	目標年(H26)
幼稚園・保育所・児童保育センター・小学校の協議の場設置数	1か所	26か所

児童保育センターへの入所希望に対応した受入枠の確保をすすめるとともに、延長保育、休日保育、一時保育など、保護者の働き方の多様化に対応した保育サービスに取り組みます。

基本目標Ⅲ 指標名	基準年(H21)	目標年(H26)
児童保育センター入所児童数	1,549人	1,592人

妊婦とその夫を対象に、妊娠中の健康管理や出産、育児に対する正しい知識の普及や父親の育児参加を促進します。

基本目標Ⅲ 指標名	基準年(H21)	目標年(H26)
サンデーパパへの延べ参加組数	411組	450組

女性への暴力問題が顕在化しており、配偶者などからの暴力(ドメスティック・バイオレンス)の被害を根絶する意識啓発や被害者の人権に配慮した相談体制を充実します。

基本目標Ⅲ 指標名	基準年(H19)	目標年(H31)
配偶者等からの暴力に係る相談件数	63件	89件

子育てと仕事の両立を支援する育児休業制度の普及促進と次世代育成支援対策推進法による一般事業主行動計画の策定を促進します。

基本目標Ⅲ 指標名	基準年(H19)	目標年(H31)
育児休業制度を規定している事業所の割合	25.2%	31.0%

子育て応援事業所の拡大に努めるとともに、他の模範になる先進的な取り組みを表彰し、広く市民に紹介します。

基本目標Ⅲ 指標名	基準年(H20)	目標年(H26)
子育て応援事業所の登録数	112事業所	202事業所

すべての小学校において、地域ボランティアなどの企画・運営による子どもの居場所づくり事業をすすめます。

基本目標Ⅳ 指標名	基準年(H19)	目標年(H31)
子どもの居場所づくり参加児童数	7,575人	31,100人

児童会館を活用し、青少年の科学への興味や知識を深めるとともに観察力を養い、創造力を育む取り組みをすすめます。

基本目標Ⅳ 指標名	基準年(H17~19)	目標年(H31)
児童会館の入館者数	10.9万人	12.0万人